

高リスク及び非協力国・地域
国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：
継続プロセス

2016年2月19日（於：パリ）

（仮訳）

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策の基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、今日までに、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有し、かつそれらに対処するためのアクションプランをFATFとともに策定した国・地域として、以下を特定した。これらの国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対処するとのハイレベルの政治的コミットメントを書面で提出している。FATFはこれらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地域の特定を継続していく。

FATF及びFSRB（FATF型地域体）は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対処に関する進捗報告を継続する。FATFは、これらの国・地域に対し、迅速かつ提案された期間内でのアクションプランの履行を要請する。FATFは、これらのアクションプランの履行を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを懇請する。

アフガニスタン

2012年6月、アフガニスタンはFATF及びAPG（アジア・太平洋FATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2015年10月以降、同国は、現金・持参人払い式譲渡可能支払手段のクロスボーダーでの物理的な運搬の申告に関する改正規則の公布を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向けた措置を講じてきている。しかしながら、FATFは、ある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、①テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの更なる履行、②全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラム

の履行、③クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の履行を含め、アクションプランの履行を継続すべきである。FATF は、同国が残存する欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ボスニア・ヘルツェゴビナ

2015年6月、ボスニア・ヘルツェゴビナは、FATF 及び MONEYVAL（欧州 FATF 型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。しかしながら、FATF はある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、これらの欠陥に対処するため、①全ての刑法におけるテロ資金供与の犯罪化の統一、②国連安保理決議第 1373 号に基づくテロリストの資産凍結に関する適切な法的枠組みの構築及び履行、③適切な監督の枠組みの履行、④非営利セクターにおける適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の履行、⑤クロスボーダーでの現金取引の適切な管理体制の構築及び履行、⑥全ての刑法における資金洗浄の犯罪化の統一、⑦資産を没収する適切な手続の確保を含め、アクションプランの履行を継続すべきである。FATF は、同国がアクションプランの履行により、資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対処することを慫慂する。

ガイアナ

2014年10月、ガイアナは、FATF 及び CFATF（カリブ FATF 型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2015年10月以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策法及び同規則の更なる改正、対象を特定した金融制裁に関する FIU ガイドラインの発出を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向けた措置を講じてきている。しかしながら、FATF はある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの確保及び履行を含め、アクションプランの履行を継続すべきである。FATF は、同国が残存する欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

イラク

2013年10月、イラクは、FATF 及び MENAFATF（中東・北部アフリカ FATF 型地域

体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2015年10月以降、同国は、新たな資金洗浄・テロ資金供与対策法が公布・施行されたことを含め、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向けた措置を講じてきている。しかしながら、FATFはある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、これらの欠陥に対処するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪化に関連した残存する欠陥への対処、②テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組み及び適切な手続きの制定及び履行、③全ての金融機関における適切な顧客管理義務の確保、④全ての金融機関における疑わしい取引の適切な届出義務の確保、⑤完全かつ効果的に機能する資金情報機関の確保、⑥全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの確保及び履行を含め、アクションプランの履行を継続すべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策の残存する欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ラオス

2013年6月、ラオスはFATF及びAPG(アジア・太平洋FATF型地域体)と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2015年10月以降、同国は、テロリストの資産凍結に関する首相令の発出、疑わしい取引の報告主体に対する同報告の届出に関するガイダンスの発出、予防措置と金融セクター監督に関する規則を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向けた措置を講じてきている。しかしながら、FATFはある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、これらの欠陥に対処するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資産を没収するための適切な手続きの制定及び履行、③テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、④全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの履行、⑤クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の履行を含め、アクションプランの履行へ取組を継続すべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

ミャンマー

2010年年2月、ミャンマーは、FATF及びAPG(アジア・太平洋FATF型地域体)

と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。それ以降、同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②テロリストの資産を特定し、凍結するための適切な手続の制定及び履行、③テロ資金供与に関する犯罪人引渡し枠組みの強化、④完全かつ効果的に機能する資金情報機関の確保、⑤金融の透明性の向上、⑥顧客管理対策の強化を含め、技術的なレベルでは実質的にアクションプランに対処した。FATF は、これまでに FATF によって特定された欠陥に対処するべく、必要な改革及び行動の履行過程が進行しているかを確認するため、実地調査を行う。

パプアニューギニア

2014年2月、パプアニューギニアは、FATF 及び APG（アジア・太平洋 FATF 型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。それ以降、同国は、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資産を没収するための適切な手続の制定、③テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための適切な法的枠組みの構築及び履行、④完全かつ効果的に機能する資金情報機関の設置、⑤疑わしい取引の届出義務の制定、⑥全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの履行、及び⑦クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の構築を含め、技術的なレベルでは実質的にアクションプランに対処した。FATF は、これまでに FATF によって特定された欠陥に対処するべく、必要な改革及び行動の履行過程が進行しているかを確認するため、実地調査を行う。

シリア

2010年2月、シリアは、FATF 及び MENAFATF（中東・北部アフリカ FATF 型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。それ以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向け、進捗をみせた。2014年6月、FATF は、同国がテロ資金供与の犯罪化、及びテロリストの資産を凍結する手続の制定を含め、技術的なレベルでは実質的にアクションプランに対処したと判定した。FATF は、同国が FATF と合意したアクションプランの履行を完了したと判定したが、治安情勢の観点から、必要な改革及び行動の履行過程が進行しているかを確認するための実地調査を行うことができていない。FATF は、

同国の状況を引続き注視し、出来る限り早期に実地調査を行う。

ウガンダ

2014年2月、ウガンダは、FATF及びESAAMLG（東南部アフリカFATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2015年10月以降、同国は、資金情報機関を疑わしい取引の届出を受ける中央機関とする金融機関法の改正、テロリストの資産凍結に関する規則の発出及び履行、資金洗浄対策の義務を履行するための資金洗浄対策規則の発出、及び金融セクター監督当局に対する資金洗浄・テロ資金供与対策検査マニュアルの発出を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向けた措置を講じてきている。しかしながら、FATFは戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。したがって、同国は、①テロリストの資産を特定し、凍結するための適切な法的枠組み及び一連の手続きの履行、②全ての金融機関における適切な記録保存義務の確保、③完全かつ効果的に機能する資金情報機関の設置、④全ての金融セクターに対する適切かつ効果的な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの確保、及び⑤資金情報機関及び監督当局の国際協力に関する適切な法律及び手続の確保といった欠陥に対処するための取組を継続すべきである。FATFは、同国が、テロ資金供与の適切な犯罪化を含め、残存する資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対処し、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

バヌアツ

2016年2月、バヌアツはFATF及びAPG（アジア・太平洋FATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資産を没収するための適切な手続きの制定及び履行、③テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための、及びその他の国連安保理決議制裁のための適切な法的枠組みの構築及び履行、④完全かつ効果的に機能する資金情報機関の確保、⑤電信送金等に対する予防措置の強化、⑥金融セクター及び法人・法的取極めに対する透明性の構築、⑦全ての金融セクター及びトラスト・アンド・カンパニー・サービスプロバイダーに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの履行、⑧特定されたリスクに関する国際協力と国内協調政策と取組の為の適切なチャンネルの構築、及びその効果的な実施の確保を含め、アクションプランの履行に取組む。

イエメン

2010年2月、イエメンは、FATF 及び MENAFATF（中東・北部アフリカ FATF 型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。それ以降、同国は資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向け、進捗を見せた。2014年6月、FATF は、同国が、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し、凍結するための適切な手続の制定、顧客管理及び疑わしい取引の届出義務の改善、ガイダンスの発出、金融監督当局及び資金情報機関の監視・監督能力の開発、及び完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の設置を含め、技術的なレベルでは実質的にアクションプランに対処したと判定した。FATF は、同国が FATF と合意したアクションプランの履行を完了したと判定したが、治安情勢の観点から、必要な改革及び行動の履行過程が進行しているかを確認するための実地調査を行うことができていない。FATF は、同国の状況を引続き注視し、出来る限り早期に実地調査を行う。

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善： 継続プロセスの対象から除外される国・地域

アルジェリア

FATF は、アルジェリアの資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善における顕著な進捗を歓迎し、同国が、法・規制上の枠組みを構築し、FATF により2011年10月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおける FATF の監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての課題への対処を MENAFATF（中東・北部アフリカ FATF 型地域体）と協働して継続する。

アンゴラ

FATF は、アンゴラの資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善における

顕著な進捗を歓迎し、同国が、法・規制上の枠組みを構築し、FATFにより2010年6月及び2013年2月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおけるFATFの監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての課題への対処をESAAMLG（東南部アフリカFATF型地域体）と協働して継続する。

パナマ

FATFは、パナマの資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善における顕著な進捗を歓迎し、同国が、法・規制上の枠組みを構築し、FATFにより2014年6月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成したことを認識する。したがって、同国は、もはや国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおけるFATFの監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての課題への対処をGAFILAT（南米FATF型地域体）と協働して継続する。

（ 以 上 ）